平成２２年（フ）第１９７号
秋田市茨島２丁目２番12号　アーバンハウス茨島206号
債務者　工藤エツ子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６号
秋田市広面字糠塚91番地１　リティアーＩ107号
債務者　木場　　実
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７号
秋田市牛島西４丁目５番14号
債務者　山本己和子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１９号
福島市北五老内町２番16号　サーパス北五老内1103号
債務者　渡邊知意子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
千葉県市川市市川２丁目26番10―203号メゾン市川
債務者　小野　高仕
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６７号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目16番10号エクセレント幕張本郷アネックス201号
債務者　川村　直杉
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４１２号
千葉県市原市君塚５丁目６番地13シティウィングＡ205
債務者　柳井　平江
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２４号
千葉県船橋市夏見３丁目26番16号　ヒルトップ矢野Ｂ―103号
債務者　谷口　育子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３２号
千葉市若葉区桜木北３丁目20番47号コープ桜木町311号
債務者　本戸　大介
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４４３号
千葉県市川市高谷１丁目６番16―201号アベニュー林
債務者　青山美千子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４６５号
千葉市中央区本千葉町６番９―812号
債務者　櫻田　勝弘
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７９号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目14番10号　パレド・リュンヌ105号
債務者　鵜澤　絵美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区17棟208号
債務者　桑田　惠世
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４８号
千葉県船橋市夏見台１丁目８番７号　Ｓ・グレイスＡ―102号
債務者　中嶋　　篤
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
富山県魚津市吉島12番地１　アップルハウスＫ101号室
債務者　川上　直樹（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２０号
山梨県南都留郡忍野村忍草252番地
債務者　天野　留美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
山梨県富士吉田市上吉田4200番地の４
債務者　星川　晶子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係